

新型コロナウイルス感染症の影響による資金繰りやローンの返済等でお困りの皆様へ

資金繰りやローンの返済等でお困りのことはありませんか？ 取引先の金融機関の相談窓口へ積極的にご相談ください。

銀行等においては、迅速かつ柔軟に事業者・個人の皆様の支援に取り組んでいますので取引先の銀行等へ積極的にご相談ください



- 新規融資をお願いしたい。
- 既往債務の返済猶予について相談したい。
- 住宅ローン等の返済猶予について相談したい。
- 政府系金融機関の活用を検討したい。



事業者・個人の皆様

具体的な支援策（新規融資・条件変更）

新規融資・既往債務の返済猶予

相談

迅速かつ柔軟に

つなぎ融資や、返済猶予等の条件変更

新規融資の相談

セーフティネット貸付による支援

まずはお取引先の銀行等へ積極的にご相談ください!!



民間金融機関



協調・連携



政府系金融機関

金融機関は事業者のニーズを踏まえた必要な支援を実施します。個人の事業性ローン、住宅ローン等についても必要な支援を実施します。

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者・個人の皆様の支援に係る金融庁の施策について

令和2年3月6日

金融庁は、金融機関に対し以下の通り要請しております。（麻生財務大臣兼金融担当大臣談話）

各民間金融機関におかれては、従来より事業性評価や伴走型支援といった事業者の実態把握と必要な支援に取り組んでいると承知していますが、今般の問題に対する対応はまさにこれまでの取組の真価が問われる局面です。2月7日の要請以降も、海外旅行者だけでなく国内旅行者の減少による観光業者の売上減少や中国からの部品・材料の調達難等による製造業者の生産減少等に伴う、事業者からの資金繰りに係る不安の声が、業種を問わず非常に多く寄せられているものと認識しております。

このような状況を踏まえ、事業者の業況や当面の資金繰り等について、事業者訪問や緊急相談窓口の設置などをして、更にきめ細かく実態を把握して頂くよう強く要請します。特に、年度末は、資金繰りが更に厳しくなるおそれもあることから、資金面において事業者が年度末を乗り越えられるよう、

- 既往債務について、事業者の状況を丁寧フォローアップしつつ、元本・金利を含めた返済猶予などの条件変更について、迅速かつ柔軟に対応すること
- 新規融資について、各金融機関の緊急融資制度の積極的な実施（担保・保証徴求の弾力化含む）に加え、政策金融機関や信用保証協会によるセーフティネット貸付やセーフティネット保証等の活用も含め、事業者のニーズに迅速かつ適切に対応すること
- こうした事業者に対する支援を迅速かつ適切に実施できる態勢を構築すること

を現場の営業担当者等を含めた金融機関全体に徹底頂きたいと存じます。また、事業者から不必要に多大な書類等を徴求することがないように配慮願います。

お問い合わせ先

金融庁の相談窓口（受付時間：平日午前10時～午後5時）

◎新型コロナウイルスに関する相談ダイヤル **0120-156-811**（フリーダイヤル）※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

各財務局の相談窓口

◎北海道財務局 011-729-0177 ◎東北財務局 0120-917-993 ◎関東財務局 048-615-1779 ◎北陸財務局 076-208-6711
◎東海財務局 052-687-1887 ◎近畿財務局 06-6949-6530 ◎中国財務局 0120-99-0028 ◎四国財務局 087-811-7803
◎九州財務局 096-353-6352 ◎福岡財務支局 092-433-8066 ◎沖縄総合事務局 098-866-0095

銀行協会・政府系金融等の相談窓口

◎全国銀行協会 050-3385-6091 ◎全国信用金庫協会 03-3517-5825 ◎全国信用組合中央協会 03-3567-2456
◎全国労働金庫協会 03-3295-6740 ◎日本政策金融公庫 0120-154-505 ◎沖縄振興開発金融公庫 098-941-1795
◎商工組合中央金庫 0120-542-711 ◎日本政策投資銀行 0120-598-600

事業者の皆様へのご支援策

経済産業省ホームページの特設ページに様々な支援メニューが掲載されています。

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 で検索

